

議決された主な議案

※2月定例会では、市長提出議案45件、議員提出議案3件、陳情1件の採決を行いました。
※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 ー：反対 欠：欠席 退：退席

会 派 名				※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成されます。 ※会派に属する議員は代表質問を行うことができます。 また、議会運営委員会や予算・決算等特別委員会の委員とすることができます。				無 自 所 属 の 党 会				夢 み ら い 鎌 倉		議 鎌 公 倉 員 市 明 議 団 会 党		議 鎌 日 倉 本 員 市 共 議 産 団 会 党		運 ネ 神 ツ ト 奈 動 ・ 鎌 倉 ク 川		銀 河 鎌 倉		無 所 属											
議 員 名				※◎は会派の代表者 ※池田実議員は議長のため、採決には参加していません。				◎中村 聡一郎	くろ林 一朗	後藤 吾郎	志田 一宏	森 功一	◎前川 綾子	中里 成光	日向 慎吾	池田 実	◎大石 和久	児玉 文彦	納所 輝次	◎吉岡 和江	武野 裕子	高野 洋一	◎保坂 令子	井上 三華子	◎くろはら えりこ	岡田 和則	千 一	出田 正道	藤本 あさこ	竹田 ゆかり	長嶋 竜弘	松中 健治	
主 　　　　　 議 案				議決結果																													
条例	第96号	鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定について		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	退	○	○	○	○	○	○	○	
	第97号	鎌倉市健康づくり・食育推進委員会条例の制定について		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第100号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第101号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		可決		○	○	欠	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第102号	鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○
	第103号	鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新年度 予算	第89号	令和7年度鎌倉市一般会計予算		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	○	○	－	－	
	第91号	令和7年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	
その他	第64号	工事請負契約の変更について (鎌倉市立第一中学校通学路のり面整備工事)		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第65号	特定事業契約の変更について (鎌倉市営住宅集約化事業)		可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 令和7年(2025年)4月1日付で、「日本共産党鎌倉市議会議員団」から高野洋一議員が退会し、無所属となりました。(上記の表は、令和7年(2025年)3月25日最終本会議時点の会派構成となっています。)

2月定例会

2月定例会では、議員から3件の議案が、また市長から45件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について【議会議案第6号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整備するもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

北朝鮮によって拉致されている全ての日本人の速やかな救出を求める意見書の提出について【議会議案第7号】

(意見書の内容は7面に掲載)

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

市長専決処分事項指定の件の一部を改正する件について【議会議案第8号】

議会の議決を経て締結した工事請負契約について、議決した事項を変更するときは、改めて議決が必要となります。
このうち「鎌倉市週休2日確保工事実施要領の規定による経費補正の実施」「予期することのできない特別の事情による工期内における急激なインフレーション又はデフレーション」の事由により、当初契約金額の1割以内の変更をする契約を締結するもので、かつ当該変更の額が1億5千万円未満である場合、市長において専決処分ができるとして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定事項の追加をしようとするものです。
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》

条例関係議案

鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定について【議案第96号】

犯罪被害者等を支援することで、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、基本理

念、市の責務ならびに市民等および事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、必要な事項を定めようとするもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市健康づくり・食育推進委員会条例の制定について【議案第97号】

鎌倉市健康づくり計画および鎌倉食育推進計画を一体的に策定するに当たり、現在それぞれ設置している委員会を統合するため、必要な事項を定めようとするもので、令和7年(2025年)6月20日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について【議案第100号】

大船小学校区および小坂小学校区の子どもの家について、施設の利用状況に合わせ運営が行えるよう、施設内の部屋の利用方法を変更し、子どもの家の面積を拡大することにより、おおふな子どもの家「つばめ」の利用定員を「54人」から「75人」に、おさか子どもの家「ひばり」の利用定員を「51人」から「64人」にそれぞれ改めようとするもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【議案第101号】

国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例中の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【議案第102号】

昨今の物価高騰による小学校給食の食材料費上昇に対応するため、学校給食費の上限額を「月額4,800円」から「月額5,800円」に改めようとするもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について【議案第103号】

いじめ重大事態案件の増加に伴い、会議の迅速化および委員の負担軽減を図るため、調査委員会の委員の人数を「5人以内」から「15人以内」に改めようとするもので、令和7年(2025年)4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

契約関係議案

工事請負契約の変更について【議案第64号】

令和6年(2024年)6月定例会において議決した鎌倉市立第一中学校通学路のり面整備工事について、土砂等の堆積とのり面全体の風化に伴うのり面清掃作業を追加するため、必要経費の増額を行うおうとするもので、当初の契約金額3億7444万円に1009万6900円を増額し、

契約金額を3億8453万6900円に変更しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

特定事業契約の変更について【議案第65号】

令和4年(2022年)2月定例会において議決し、令和5年(2023年)2月定例会および令和6年(2024年)2月定例会において契約金額の変更の議決をした鎌倉市営住宅集約化事業に係る特定事業契約について、土壌汚染対策工事の実施および物価上昇などに伴う必要経費の増額を行おうとするもので、令和6年(2024年)2月定例会で議決後の契約金額101億2352万円に21億1400万2千円を増額し、契約金額を122億3752万2千円に変更しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

《人事案件》

鎌倉市教育委員会の委員の任命について【議案第66号】

教育委員会の委員の任期満了による後任者として、引き続き次の方を任命することについて、議会では総員の賛成により同意しました。

ながお 直美 氏

任期は、令和7年3月24日から4年間です。

編集後記

今期の議会メンバーとして作成する「議会だより」は今号が最後となります。
編集委員(広報委員会)はどうしたら市民の皆さんが手に取り、中のページを開いてくれるかを考え、今の形に紙面を整えてまいりました。市民の皆さんから選ばれた議員が日頃どのような議会活動をしているか、そして議会での議論を「伝わりやすく」を心がけ取り組んでまいりました。次号以降は新たな広報委員メンバーとなりますが、引き続き鎌倉市議会に注目いただくことをお願いいたします。 広報委員 中里成光

●議会だより、議会ホームページに関するご意見はこちらへ 〒248-8686(住所は省略できます)議会広報委員会 E-mail:gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp